

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目次

◇訓 令 鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

## 訓 令

### 鳥取県訓令第十一号

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十三年九月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員勤務評定規程(昭和三十年八月鳥取県訓令第二十一号)の  
一部を次のように改正する。

第六条中「土木出張所長」の下に「、都市開発局長」を加える。  
別表を次のように改める。

### 別表

### 評定区分表

所 属 機 関	被 評 定 者	第 一 次 評 定 者	第 二 次 評 定 者	記 区 号 分
	課 長 補 佐 副 参 事 経 理 室 長 広 報 室 長 県 史 編 纂 室 長 久 松 閣 副 管 理 者 職 員 診 療 所 長	課 長 部 長	課 長 部 長	

本

庁

総括主計員 副検査専門員 構造改善室長 林業構造改善室長 県営林室長 農地開発室長 出納室長補佐 給与経理室長	係 主計員長	右以外の職員
企画室参事 出納室長	課長補佐 出納室長補佐	企業診断室長 専門技術員室長 副参事 経理室長 広報室長 広報室長 県史編纂室長 職員診療所長 構造改善室長 林業構造改善室長 林業専門技術員室長 農地開発室長 給与経理室長 係員長 主計員 ては課長補佐 係をおかない課にあつ
企画室長	課長 出納室長	課長 企画室参事 出納室長
A	B	

整 肢 学 園		保 積 皆 喜 育 善 成 多 專 善 成 原 門 学 学 学 学 学 院 園 園 園			土 保 福 県 木 社 税 出 健 事 事 張 務 務 所 所 所 所			大 東 阪 京 事 事 務 務 所 所	
総 医 部 係 事 婦 長 長 長 長 長	右 部 係 次 以 外 的 職 員 長 長 長	右 部 係 次 以 外 的 職 員 長 長 長	右 部 係 次 以 外 的 職 員 長 長 長	右 部 係 次 以 外 的 職 員 長 長 長	右 部 係 次 以 外 的 職 員 長 長 長	右 部 係 次 以 外 的 職 員 長 長 長	右 部 係 次 以 外 的 職 員 長 長 長	右 部 係 次 以 外 的 職 員 長 長 長	右 部 係 次 以 外 的 職 員 長 長 長
園 事 務 長	部 係 次 院 園 長 長	部 係 次 院 園 長 長	部 係 次 院 園 長 長	部 係 次 院 園 長 長	部 係 次 院 園 長 長	部 係 次 院 園 長 長	部 係 次 院 園 長 長	部 係 次 院 園 長 長	部 係 次 院 園 長 長
園 主 管 部 長	院 園 院 園 主 管 部 長	院 園 院 園 主 管 部 長	院 園 院 園 主 管 部 長	院 園 院 園 主 管 部 長	院 園 院 園 主 管 部 長	院 園 院 園 主 管 部 長	院 園 院 園 主 管 部 長	院 園 院 園 主 管 部 長	院 園 院 園 主 管 部 長
A	B	A	B	A	B	A	B	A	B



農業改良普及所 家畜保健衛生所 種畜場 蚕業指導所 久米ヶ原土地改良事業所		衛生研究所 工業試験場 農業試験場 果樹試験場 食品加工研究所 畜産試験場 中小家畜試験場 蚕業試験場
所長 次長 米子家畜保健衛生所出張所長 種畜場分場長 右以外の職員	課長 農業試験場分場長 係長 室長 工業試験場分場長 果樹試験場分場長 畜産試験場分場長 水産試験場分場長 右以外の職員	課長 農業試験場分場長 係長 室長 工業試験場分場長 果樹試験場分場長 畜産試験場分場長 水産試験場分場長 右以外の職員
境港水産事務所次長 地方農林振興局長 場所長 次長 米子家畜保健衛生所出張所長 種畜場分場長	課長 農業試験場分場長 係長 室長 工業試験場分場長 果樹試験場分場長 畜産試験場分場長 水産試験場分場長 右以外の職員	課長 農業試験場分場長 係長 室長 工業試験場分場長 果樹試験場分場長 畜産試験場分場長 水産試験場分場長 右以外の職員
境港水産事務所長 主管部長 地方農林振興局長 場所長	課長 農業試験場分場長 係長 室長 工業試験場分場長 果樹試験場分場長 畜産試験場分場長 水産試験場分場長 右以外の職員	課長 農業試験場分場長 係長 室長 工業試験場分場長 果樹試験場分場長 畜産試験場分場長 水産試験場分場長 右以外の職員
B	A	B

地方労働委員会事務局		右以外の地方機関					都市開発局		農業経営大学校		水産試験場		林業試験場		
右以外の職員	課長補佐	右以外の職員					右以外の職員	係長	課長補佐	右以外の職員	課長				
課長	次長	係長		次長		機関の長		主管部長		係長	所長	課長	次長	工業試験場分場長	
長	長	係長		次長		機関の長		主管部長		長	長	長	長	果樹試験場分場長	
次長	局長	係長		次長		機関の長		主管部長		課長	局長	局長	校長	畜産試験場分場長	
長	長	係長		次長		機関の長		主管部長		長	長	長	長	水産試験場分場長	
B	A	B					A					B	A	B	

## 備考

- 1 評定者である企画室参事、副参事、課長補佐又は次長が二名以上おかれている課(室)又は地方機関にあつては、これらの者のうちから課(室)又は地方機関の長が指名するものを評定者とする。この場合において、評定者を二名以上指名するときは、それぞれの被評定者を定めて指名しなければならない。
- 2 被評定者及び評定者のうち主幹とは、内部組織の長である主幹とする。

## 附 則

この訓令は、昭和四十三年十月一日から施行する。